

第1条（目的）

1. 本規約は、一般社団法人 ATHLETE SAVE JAPAN（以下「当法人」といいます。）の法人会員となることを希望する法人に対し、法人会員となるにあたり、遵守していただきたい事項を定めたものです。
2. 当法人の法人会員となることを希望する法人は、申請書の提出をもって、本規約の内容に同意したものとみなされます。

第2条（会員申込）

1. 当法人の法人会員となることを希望する法人は、申請書を当法人へ提出することにより、当法人への申請を行うものとします。
2. 当法人の「法人会員」とは、前項の会員申込を行った法人のうち、当法人が、当法人の法人会員となることを承諾した法人をいうものとします。
3. 申請書には、法人名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当法人の指定する事項を記載するものとします。
4. 法人会員は、会員申込時に届け出た事項の内容に変更がある場合、速やかにその内容を当法人事務局宛に届け出ることとします。

第3条（会員特典）

1. 法人会員は、当法人に対して支払う以下の各号の対価に応じて、当法人が設定する以下の各号のいずれかのコースの会員特典の提供を受けることができるものとします。なお、各会員特典の詳細については、当法人が法人会員と協議して定めるものとします。

(1) Aコース 対価： 一口 金 100,000 円（消費税別途）

(1).	当法人のウェブサイトにおける法人会員のバナー掲出
(2).	当法人の印刷物への社名掲載

(2) Bコース 対価： 一口 金 300,000 円（消費税別途）

(1).	当法人のウェブサイトにおける法人会員のバナー掲出
(2).	当法人の印刷物への社名掲載
(3).	その他当法人と法人会員が協議の上合意した特典

(3) Cコース 対価： 一口 金 1,000,000 円（消費税別途）

(1).	当法人のウェブサイトにおける法人会員のバナー掲出
(2).	当法人の印刷物への社名掲載
(3).	その他当法人と法人会員が協議の上合意した特典

2. 当法人は、前項各号の会員特典に変更があった場合、所定の方法で法人会員に通知するものとします。

第4条（対価）

1. 法人会員は、当法人の指定する日までに、前条第1項各号の各コース及び口数に応じて、前条第1項各号に定める会員特典の対価を支払うものとします。なお、当該期限内に対価の支払いが行われなかった場合、当該法人会員に対する当法人の会員申込の承諾が取り消されることがあります。
2. 当法人は、理由の如何を問わず、年度の途中で、法人会員に対し、前項の対価を返還いたしません。
3. 第1項の対価の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、法人会員の負担とします。

第5条（承諾）

当法人の法人会員となることを希望する法人から会員申込があった場合であっても、当法人は、会員申込を行った法人が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本規約の全部又は一部に同意していただけない場合
- (2) 会員申込時の記載事項に虚偽、記入漏れ等がある場合
- (3) 会員申込者の代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団構成員、準構成員、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の反社会的勢力であり、又はこれらの者との関わりがあると当法人が認める場合
- (4) その他、当法人の法人会員として不適切であると当法人が認める場合

第6条（有効期間）

1. 第3条第1項各号の対価にかかる特典の期間は、いずれも2017年1月1日から2017年12月31日までとします。但し、期間途中で会員申込または継続の手続きを行った法人の特典の期間は、会員申込日より2017年12月31日までとします。
2. 継続意思のある法人会員は、原則として、前項の期間の終了前に、当法人が指定する期間内に所定の様式で継続手続きを行うものとします。法人会員が、当該期間内に継続手続きを行わなかった場合、当該法人会員の法人会員としての地位は終了し、当該法人会員の権利は失効するものとします。

第7条（禁止事項）

当法人は、法人会員の次の行為を禁止します。

- (1) 当法人の法人会員としての地位を利用した、政治的及び宗教的宣伝活動
- (2) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の反社会的勢力と関わりをもつ行為
- (3) 当法人の著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (4) その他、当法人、スポンサー（個人、法人を含む）その他当法人関係者の名誉、信用及び評判を毀損する行為

第8条（終了）

当法人は、法人会員が第7条に違反した場合、何ら通知催告を要することなく、当該法人会員の法人会員としての地位を失わせることができるものとします。

第9条（譲渡等の禁止）

法人会員は、本規約に基づく当法人の法人会員としての地位を、第三者に対し、貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第10条（本規約の範囲）

1. 当法人が本規約のほか別途定める細則は、本規約を構成するものとします。
2. 本規約の定めと、別途定める細則とが異なる場合は、当該細則の定めが優先して適用されるものとします。

第11条（専属的合意管轄裁判所）

当法人の法人会員は、当法人と法人会員との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合、当法人の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第12条（問い合わせ先）

本規約についてのお問い合わせ等に関しましては、以下の当法人事務局までお願いします。
 一般社団法人 ATHLETE SAVE JAPAN 事務局
 メールアドレス：info@athlete-save.jp

第13条（附則）

本規約は、2016年11月1日から施行します。